

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20180509 電 委 第 1 号
平成 3 0 年 6 月 1 8 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

小売電気事業を営もうとする者の登録について（回答）

平成29年7月19日付け20170719資第18号、平成30年3月5日付け20180305資第15号、平成30年3月23日付け20180323資第2号及び平成30年5月11日付け20180509資第1号により、貴職から当委員会に意見を求められた小売電気事業を営もうとする者について審査を行ったところ、別添の小売電気事業を営もうとする者については、いずれも「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12・05・29資第16号。その後の一部改正を含みます。）第1（1）②に該当する事実は認められませんでした。

ただし、貴職におかれましては、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録に当たっては、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

(別添)

(小売電気事業を営もうとする者)

・厚木瓦斯株式会社	法人番号 3021001019215
・イワタニ三重株式会社	法人番号 7190001000131
・Ethos 合同会社	法人番号 8010403016915
・株式会社エネ・ビジョン	法人番号 7180001051142
・エレクトス合同会社	法人番号 8010403016725
・大多喜ガス株式会社	法人番号 3040001059104
・株式会社マルキ	法人番号 8220001013418
・みちのくエコランドマネジメント株式会社	法人番号 1400001008265

(五十音順)